

最近の動向



年末年始は田舎に帰省する方も多く、帰省先で親戚や兄弟姉妹と会う機会もありますので、年明けは相続に関する相談が多くなる傾向にあります。8月もお盆があるので同様です。

さて、相続に関する紛争は（離婚もそうですが）、身内間の争いなので、お互いに感情的になっていることが多く、また、遠慮というものはありません。

なので、このような事件を受任する際は、当事者につられて感情的になってしまわないように心掛けております。

先月の取り扱い案件

- ・過払金返還
- ・破産申立て
- ・離婚
- ・建築紛争
- ・労使紛争（使用者側）
- ・遺産分割
- ・遺留分減殺
- ・相続放棄
- ・交通事故



法律のコラム

最近の動向でも触れましたので、相続について少し解説します。

相続の際、相続人同士で遺産の分割の内容・方法を決めなければなりません。

遺産分割協議書は、相続人全員で作成しないと効力がありませんから、相続人のうち一人でも遺産の分配方法に納得しない場合には、いつまでたっても遺産分割が完了しません。

そうすると、あとは家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てるしかありません。そのまま塩漬けになっている案件もありますが、抜本的な解決とは言えません。

調停などの手続きは、とても煩雑で解決までの時間もかかりますので、そのような事態にならないよう、日頃から「兄弟仲良く！」を心掛けるようにしてください。私も弟がいますが、今まで扱ってきた事案を反面教師として、兄弟仲には特に気をつけております。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 眞鍋 涼介 弁護士 大関 太郎
〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市佐貫 1-15-3 藤田ビル
TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536
URL <http://mo-law.net/>
営業時間：9:00～18:00（平日）
土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介 大関 太郎

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業
平成 18 年 司法研修所入所
平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）
東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所
平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え
眞鍋・大関法律事務所 開設